

開庁時間変更

市役所・保健センター

問 企画政策課政策推進係 ☎ 95-9865

5月7日(木)から、市役所・保健センターの
窓口業務及び電話応答について（緊急対応を除く）

開庁時間を**9時～16時**に変更します。

職員の働き方改革を推進、「行かない窓口」の利用促進により、市民の皆さんの利便性の向上に努めます。

▼「行かない窓口」オンライン申請を拡充しています

問 企画政策課デジタル推進室 ☎ 95-9863

市役所の窓口に行かなくても、いつでもどこでもオンライン申請のできる手続きが増えています。
また、コンビニ交付で各種証明書が取得できます。



お知らせ
news

市長とおしゃべり会



問 秘書課広報統計係 ☎ 95-9867

市民の皆さんの声をこれからの市政に生かし、碧南市をより住み良いまちにするために、小池市長と未来に向けておしゃべりしませんか？

時 1月15日(木) ①10時～11時②14時～15時、1月24日(土) ③10時～11時④14時～15時

所 ①市役所 2階談話室1、②オンライン、③④へきなん福祉センターあいくる

テーマ 子育て支援（子育て支援の輪を広げよう）

対 市内在住で小学生以下の子の保護者

定 各20人（先着順）

申 12月1日(月)～26日(金)に碧南市電子申請・届出システム又は申込書（秘書課窓口又はホームページで入手）をメール（☎hishoka@city.hekinan.lg.jp）又は直接秘書課

他 ・同一のテーマで参加できるのは1回まで

・次回以降はテーマ、開催日が決まり次第、広報紙又はホームページなどで周知



災害 そのとき
どうなるの??

被災建築物応急危険度判定とは？

問 建築課建築営繕係 ☎ 95-9908

大規模地震発生後の余震などによる二次災害を防止するために市が必要と判断した場合、被災建築物応急危険度判定士を派遣して建築物の判定を実施します。

判定結果は、「危険（赤色）」・「要注意（黄色）」・「調査済（緑色）」の3種類のステッカーで建築物の見やすい場所に表示され、居住者や歩行者などにその建築物の危険性について情報提供します。「危険」・「要注意」のステッカーが掲示されている建築物へは立ち入らないようにしてください。

※被災後、申請により発行される「り災証明書」の判定とは異なります。

